

大和市告示第154号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定する。

令和2年10月15日

大和市長 大 木 哲

1 寄附金を受領する者

大和市下鶴間418番地2

社会福祉法人二津屋福社会

2 寄附金の種類

社会福祉法人二津屋福社会の主たる目的である業務に関連する寄附金（大和市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間

平成31年1月1日から